

弟子屈町企業振興促進条例審査基準要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弟子屈町企業振興促進条例（令和4年弟子屈町条例第15号。以下「条例」という。）及び弟子屈町企業振興促進条例施行規則（令和4年弟子屈町規則第15号）に定める弟子屈町企業振興促進審査委員会（以下「委員会」という。）による審査基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 条例第14条第2項の審査について、委員会は、審査に当たる際には別表に定める審査項目に基づき、採点するものとする。

2 委員長は、前項による各委員の採点結果を集計し、審査結果として町長に答申する。なお、審査については、以下の方法によるものとする。

(1) 出席した委員の合計を評価点とする。

(2) 20点に出席者数を乗じた数を基準点とする。

3 評価点が基準点に満たない場合は、予算の範囲内であっても補助制度の対象外と見なす。

(審査結果)

第3条 委員長は、審査により評価した結果を町長へ答申し、町長は、答申内容を尊重し、交付の可否を決定するものとする。なお、前条第3項の規定に該当する場合については、交付の決定を不可とする。

2 町長は、審査結果を速やかに申請者へ通知しなければならない。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審査に当たり必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

評価項目		内容	評価
(1)	申請者について	・申請者の経営状況は良好であるか、又は将来安定的な収支が見込まれるか。	5・4・3・2・1
		・経済活性化のため地域に根付いた事業を展開する姿勢があるか。	5・4・3・2・1
(2)	事業内容の優良性について	・事業内容は町の課題を解決する、又は町の政策を推進するものであるか。	5・4・3・2・1
		・事業内容は現実的であり、5年以上継続できる見込みがあるか。	5・4・3・2・1
		・新たな雇用が生まれるか。 (~5人・4人・3-2人・1人・0人)	5・4・3・2・1
(3)	地域経済性について	・事業実施により当町への税収は十分見込まれるか。	5・4・3・2・1
		・積極的な町内の事業所への工事の発注や仕入れ等による地域経済波及効果が見込まれるか。	5・4・3・2・1
減点	申請者が町外の個人の場合	・事業実施の際に申請者が当町に住民票を移し定住しない。	-5
	申請者が町外の法人の場合	・新規事業所の支店登記をしない。	-5
加点	移住	・事業実施により就業者が2名以上当町に転入する。	3
合計			

※出席した委員の合計を評価点とする。

※20点に出席者数を乗じた数を基準点とする。評価点が基準点に満たない場合は、予算の範囲内であっても交付決定を不可とする。